

ほろにかが

令和4年10月14日
全国卸売酒販組合中央会

『健全な酒類産業への期待』

東中国卸酒販組合

副理事長 林 憲二

(全国卸売酒販組合中央会総合企画委員会委員)

いよいよ10月になり、今年の「酒類の公正な取引に関する基準」改正が10月からの値上げ価格（特に小売量販店）にどう反映されるかが、酒類業界にとって大きな関心事だと思います。10月1日から値上げした店舗もあるようですが、今月中旬頃にはほとんどの店舗で値上げになるようです。

前回の「基準制定」（平成29年）の際には、仕入価格にそれぞれの会社（店）の販管費を必ずプラスして販売価格を設定するとの事で、かなり市場の販売価格（特にビール類）は上昇するだろうと思っていましたが、結果は期待はずれでした。

それから早くも5年、国税局の職員の皆さんが地道な調査を進められた結果が今回の「基準改正」だと思います。確かに量販店等に対してのリベートは過剰で、しかも曖昧なものが少なからずあると酒類業者の多くは感じています。また販管費についても計算方法が不適切な例が数多く見られたとの事で、これも不当廉売の大きな要因になっています。

現在、酒類の規制緩和が進んだ結果、確かに消費者の利便性は向上したと思いますが、量販店等によって特にビール類を客寄せの目玉商品として過度に安売りし、商品価値を下げた事は大きな問題だと思います。「安い」だけに拘ると酒類業界全体が立ち行かなくなり、業界全体が疲弊していくだけです。

消費者は酒類に対して一般の飲料と同様に考えて購入していると考えれば、異業種が多く参入している昨今、売り方・陳列方法等を見直す事が必要ではないかと感じます。「対面販売」という基本が本当に機能しているのかも甚だ疑問です。

酒類は飲み方を間違えると未成年者の飲酒、飲酒による事故、過度の飲酒による医療費増等、問題が多く一般商品とは違った販売が求められるべきだと思います。

酒類は祝い事、祭り、イベント、会合等様々なシーンで大切な役割を果たしてくれる優れた飲み物です。その商品を扱っている我々は誇りと愛着を持って「いいお酒」をお客様へ提供するという使命があります。

酒類業界が今回の「基準改正」を契機に一步、二歩と前へ進んで行く事を願っています。